

幸消防研究会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、幸消防研究会と称する。

(会員)

第2条 この会は、幸消防署管内に所在する工場、事業所及び危険物を製造、貯蔵、取扱、販売等する会社（以下「事業所等」という。）又は、この会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

2 この会は、事業の円滑な運営を図るため、別表1に示す組を置く。

(事務)

第3条 この会の事務担当は、幸消防署に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この会は、幸消防署管内の事業所等における災害を予防するため、会員相互の連絡を密にし、自主保安体制を確立することによって企業の健全な発展と公共の安全を確保することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 消防関係法令の周知及び研究
- (2) 防火思想の普及、災害事例の研究等による火災予防対策
- (3) 防火・消防技術に関する研究及び講習会、研修会、見学会等の開催
- (4) 危険物等の保全に関する研究
- (5) 会員相互の情報交換
- (6) 火災予防資料の収集及び配布
- (7) 消防機関との連絡協調
- (8) 幸防火協会等の関係団体への協力
- (9) その他この会の目的達成のため必要な事業

第3章 入会及び退会

(入会)

第6条 この会に入会しようとする者は、所定の申込書により会長に申し込むものとする。

(退会)

第7条 この会を退会しようとする者は、前条に準じて届出るものとする。

第4章 役員

(役員)

第8条 この会に、次の役員を置き、すべて名誉職とする。

| | |
|-------|-------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 3名以内 |
| 会 計 | 2 名 |
| 監 査 | 2 名 |
| 理 事 | 若 干 名 |

(選出)

第9条 理事は各組から互選により選出し、会長、副会長、会計及び監査は役員会の推薦により総会において選任する。

(任務)

第10条 会長は、この会を代表して、会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、この会の会計事務を掌る。
- 4 監査は、会計事務を監査する。
- 5 理事は、組内の連絡協調を図り会務の執行にあたる。

(任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員を生じたことにより就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第12条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問は幸消防署長の職にある者とし、相談役は本会に功労がある者のうちから、会長が委嘱する。

- 2 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、また会議に出席し意見を述べることができる。

第5章 会 議

(会議)

第13条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は役員会の要請があった場合は臨時総会の招集をすることができる。
- 3 役員会は必要の都度会長がこれを召集する。
- 4 会長は総会及び役員会の議長となる。

(総会)

第14条 総会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 役員を選任
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 会計監査報告
- (5) 会則等の改廃
- (6) その他本会運営に必要な事項
(役員会)

第15条 役員会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 総会に提出すべき議案に関する事
- (2) 研究事案に関する事
- (3) 事業計画の実施運営に関する事
- (4) その他本会運営に必要な事項
(定足数)

第16条 総会、役員会は各々の構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 会議の議事についてはあらかじめ書面をもって意思表示したものは出席とみなす。

(議決)

第17条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第6章 会 計

(経費)

第18条 この会の経費は、会費及び寄付金等をもって充てる。

2 会員は、この会の事業を推進し、目的を達成するため会費を拠出するものとする。

(会費)

第19条 会費は基本会費と付加会費とする。

2 基本会費は年額5,000円とし付加会費は年額1口1,000円とし口数による。

3 付加会費の口数算出は、次のとおりとする。

(1) 工場・事業所にあつては、別表2(1)の従業員数によるものと危険物施設1件につき1口とし、これを合算する。

(2) 危険物を主に営業品目として販売している給油取扱所、販売取扱所及び小口詰替一般取扱所等の施設を保有する事業所にあつては、別表2(1)の従業員数によるものと別表2(2)の指定数量の倍数によるものとを合算する。

(会費の納入)

第20条 会費は、毎年4月1日から6月30日までに納入するものとする。

ただし、事情によって分割納入することができる。

(既納会費の扱い)

第21条 この会を退会したときは、既納会費は返納しないものとする。

(会計)

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 この会の予算は、総会において決定する。

3 前項の予算の決定が第1項の予算の始期を過ぎるときは、予算の決定までの間、前年度の当初予算を暫定予算として運用する。

4 会長は、予算の執行に当たり、各項目に不足が生じた場合は、不用の生じた項目から必要最低限度の流用をすることができる。

第7章 雑 則

(表彰弔慰)

第23条 表彰及び弔慰等に関する事項は、別に定める「幸消防研究会表彰及び弔慰等に関する内規」による。

(疑義等の扱い)

第24条 この会則の解釈上の疑義及びこの会則に定めない事項並びに別に定める内規については、役員会の議決により決定するものとする。

附 則

1 この会則は、平成20年5月29日から施行する。

2 幸危険物保全研究会会則（昭和47年4月1日制定）及び幸事業所消防協力会会則（平成元年4月1日制定）は合併により廃止する。

附 則

この会則は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月18日から施行する。

別表1

| 組 | 区 分 | 町 名 |
|---|---------------|---|
| 1 | 幸消防本署の管轄する区域 | 河原町、小向仲野町、小向、小向町、小向東芝町、小向西町1～4丁目、東古市場、戸手1～4丁目、紺屋町、遠藤町、戸手本町1～2丁目、古川町、塚越1～4丁目 |
| 2 | 南河原出張所の管轄する区域 | 大宮町、中幸町1～4丁目、幸町1～4丁目、堀川町、柳町、南幸町1～3丁目、神明町1～2丁目、都町 |
| 3 | 平間出張所の管轄する区域 | 下平間、古市場、古市場1～2丁目、鹿島田、新塚越、新川崎、小倉の一部(品鶴線東側)、新小倉 |
| 4 | 加瀬出張所の管轄する区域 | 南加瀬1～5丁目、北加瀬1～3丁目、矢上、小倉の一部(3組以外) |

別表2

| (1) 従業員数によるもの | | (2) 指定数量の倍数によるもの | |
|---------------|-----|------------------|-----|
| 従業員数 | 口数 | 指定数量の倍数 | 口数 |
| 20人未満 | 2口 | 10倍未満 | 2口 |
| 50人未満 | 3口 | 30倍未満 | 3口 |
| 100人未満 | 5口 | 50倍未満 | 5口 |
| 300人未満 | 8口 | 100倍未満 | 8口 |
| 500人未満 | 10口 | 150倍未満 | 10口 |
| 1000人未満 | 15口 | 200倍未満 | 15口 |
| 2000人未満 | 20口 | 250倍未満 | 18口 |
| 3000人未満 | 25口 | 250倍以上 | 20口 |
| 3000人以上 | 30口 | | |